

令和3年度(案)

総会議案書

(書面表決書総会)



開催日 **令和3年5月16日(日)**

時 間 **午前10時00分～**

場 所 **加茂ふれあい会館**

加茂小学校区コミュニティ推進協議会

加茂小校区自主防災会

加茂小学校区コミュニティ推進協議会

式 次 第

1. 議 事

議案第 1 号－1 令和 2 年度 事業報告

議案第 1 号－2 令和 2 年度各部・委員会事業報告(主な活動)

議案第 2 号－1 令和 2 年度 一般会計収支決算書

議案第 2 号－2 令和 2 年度 特別会計収支報告書

議案第 2 号－3 令和 2 年度 会計監査報告

議案第 3 号 名称変更 (案)

加茂小学校区コミュニティ推進協議会より

加茂小コミュニティ協議会

議案第 4 号 令和 3 年度 役員および監事 (案)

議案第 5 号 令和 3 年度 事業計画(案)

議案第 6 号 令和 3 年度 一般会計予算(案)

2. 報告事項

令和 2 年度加茂ふれあい会館 指定管理料決算報告書

加 茂 小 校 区 自 主 防 災 会

式 次 第

1. 議事

議案第 1 号 令和 3 年度 役員及び監事 (案)

実施日	事業名	場所	備考
5月	定期総会（書面決議）	加茂ふれあい会館	コロナ感染防止中止
6月	三世代交流ハイキング	郊外	〃
6月	第5回カラオケ大会	加茂ふれあい会館	〃
7月	学校プール開放	加茂小プール	〃
8月	夏のにぎやか発表会	加茂ふれあい会館	〃
9月	第4回加茂まつり	加茂ふれあい会館	〃
10月	第23回市民体育祭	加茂小グラウンド	〃
11月	どんとまつり	南中学校	〃
12月	第23回文化祭（勾玉づくり教室）	加茂ふれあい会館	〃
12月	寄せ植え教室	コミ室	対策を講じ実施
【重点プロジェクト】《HPバージョンUP》			
4月以降	スライダー更新・協議会の活動予定・報告		加茂ふれあい会館
4月以降	ハザードマップの内容・精度UP・メルマガ配信・講習会		加茂ふれあい会館
4月以降	設備の充実（PC・プロジェクター・停電対策・セキュリティソフト等）		加茂ふれあい会館
【重点プロジェクト】《花いっぱい大作戦最終年》			
2月上旬	現地調査（森田／大田／尾野上／業者）	南花屋敷会館	敷地内
2月下旬	造園・園芸	南花屋敷会館	敷地内
【重点プロジェクト】《加茂遺跡クラブ》			
2月21日（日）	機織り機体験（ふるさと支援金活用）	加茂ふれあい会館	「加茂っ子」12名
3月14日（土）	発刊記念ウォーキング	加茂地域	参加者59名
3月14日（土）	ガイドブック「加茂 歴史散策」	加茂ふれあい会館	全戸配布
☆川西南中学校・加茂小学校・加茂こども園 各入学（園）式、コロナ禍、来賓要請なし ☆会議 ○役員会（毎月第一土曜日開催） ○運営委員会（毎月第三水曜日開催） ☆川西市コミュニティ推進協議会連合会（理事会は会長が出席、研修会は関係者が出席）			

	実 施 日	事 業 名	場 所
体育部	7 月	学校プール開放	コロナ感染拡大防止の為中止
	10 月	市民体育祭	コロナ感染拡大防止の為中止
	12 月	ふれあいスローイングビンゴ大会	コロナ感染拡大防止の為中止
	3 月	ふれあいグラウンドゴルフ大会	コロナ感染拡大防止の為中止
文化部	9 月 24 日	部会	加茂ふれあい会館
	11 月 16 日（火）	講習会「クリスマスリース作り」	加茂ふれあい会館
	11 月	文化祭	コロナ感染拡大防止の為中止
環境部	9 月 11 日	役員会	部会
	11 月 15 日	加茂の歴史ウォーキング	67 名参加 ソーシャルディスタンス
	11 月	川西市環境衛生推進大会	コロナ感染防止の為役員&表彰者
	3 月	最明寺川沿い清掃	コロナウイルス感染防止中止
安全部	8 月	出前講座	コロナウイルス感染防止中止
	10 月	市民体育祭（駐輪・駐車場整美）	コロナウイルス感染防止中止
ジョイフルフレンド倶楽部	10 月 29 日	フラワーアレンジメント	94 名参加
	11 月 18 日	工作教室	加茂小多目的室
	12 月 1～14 日	放課後工作教室	加茂小多目的室（5 日間）
	12 月 17 日	理科実験教室	加茂小理科室 4 年生対象
	3 月 22 日	お菓子教室	6 年生対象
	他行事コロナ感染拡大防止の為中止とする。		
福祉委員会	8 月 22 日	夏休み工作づくり	コロナウイルス感染防止中止
	8・11 月	福祉バザー	コロナウイルス感染防止中止
広報委員会	7 月	コミュニティだより 56 号発行	校区内外取材・編集活動等随時
		ロビー 写真展示	〃
	10 月	コミュニティだより 57 号発行	〃
	11 月	クロスワードパズル抽選会	57 号掲載 50 枚応募あり
	2 月	コミュニティだより号 58 発行	〃
		ロビー 写真展示	〃
人権啓発推進委員会	12 月 16 日（月）	人形劇	加茂こども園年長児対象
	2 月 9 日	絵本と物語の会	加茂小1年生
自主防災会	10 月 18 日（日）	防災講習会 避難所開設訓練	加茂ふれあい会館
	9 月	加茂まつり	コロナウイルス感染防止中止
	12 月下旬	防災倉庫資機材点検	防災倉庫5ヵ所・ふれあい会館
	2 月中旬	防災見学研修	コロナウイルス感染防止中止

令和2年度 一般会計収支決算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

収入の部

(単位円)

区分	項 目	R2年度予算	R2年度決算	差 額	備 考
市	交 付 金	3,947,000	3,947,000	0	川西市地域づくり一括交付金
チ	ャ レ ン ジ 事 業 加 算 金	748,000	748,000	0	
小計		4,695,000	4,695,000	0	
自主財源	前 期 繰 越 金	2,040,790	2,040,790	0	
	指 定 管 理 余 剰 金	0	28,492		加茂ふれあい会館
	寄 付 金	282,000	282,000	0	ふるさと寄付金
		29,922	80,575		健幸マイレージ (R1:29,922 R2:50,653)
	繰 入 金	0	300,004		ガイドブック発行特別会計より繰入金
	コ ピ ー 売 上	0	35,000		コピー売上
	利 息	0	21		利息
小計		2,352,712	2,766,882		
合計	収 入 合 計	7,047,712	7,461,882		

支出の部

区分	項 目	R2年度予算	R2年度決算	差 額	備 考
配分金	地 区 福 祉 委 員 会	730,000	730,000	0	一括交付金配分
小計	配 分 金 小 計	730,000	730,000		
全 体 事 業	市 コ ミ 連 合 ・ 活 動 費	61,000	40,000	21,000	コミ連合負担金
	市 民 体 育 祭	300,000	0	300,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	プ ー ル 開 放	200,000	0	200,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	文 化 祭	100,000	0	100,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	に ぎ や か 発 表 会	32,000	0	32,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	ク リ ス マ ス 寄 せ 植 え	20,000	17,500	2,500	花代補助・謝礼
	自 主 防 災 会	250,000	228,369	21,631	研修・防災機材購入
	花 い っ ぱ い 大 作 戦	200,000	107,030	92,970	花壇整備 (健幸マイレージ29,922)
	世 代 間 交 流 ハ イ キ ン グ	180,000	0	180,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	カ ラ オ ケ 大 会	62,000	0	62,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	加 茂 遺 跡 ク ラ ブ	50,000	20,606	29,394	手織り機・講習会
	加 茂 遺 跡 ク ラ ブ	282,000	282,000	0	機織り機等購入(ふるさと寄付金)
	ガ イ ド ブ ッ ク 発 行	0	242,000		「加茂歴史散策」
	加 茂 ま つ り	200,000	0	200,000	コロナ感染拡大防止の為に中止
	広 報 紙 づ く り	400,000	397,250	2,750	3回発行
	ホ ー ム ペ ー ジ 開 設	600,000	594,441	5,559	特別会計チャレンジ事業へ
小計	全 体 事 業 小 計	2,937,000	1,929,196		
専 門 部 ・ 委 員 会	体 育 部	82,000	1,632	80,368	コロナ感染防止対策につき中止
	文 化 部	42,000	36,012	5,988	コロナ感染防止対策に付き一部できず
	環 境 部	30,000	11,484	18,516	コロナ感染防止対策に付き一部できず
	安 全 部	30,000	2,324	27,676	コロナ感染防止対策につき中止
	ジ ョ イ フ ル フ レ ン ド 倶 楽 部	250,000	26,109	223,891	コロナ感染防止対策に付き一部できず
	人 権 啓 発 推 進 委 員 会	30,000	30,000	0	絵本の語り
	福 祉 委 員 会	40,000	0	40,000	コロナ感染防止対策につき中止
	広 報 委 員 会	25,000	24,771	229	委員会運営費
小計		529,000	132,332	396,668	
運 営 費	消 耗 品	265,000	247,721	17,279	文具・トナー
	会 議 費	140,000	87,106	52,894	弁当・通信費
	備 品 費	180,000	158,400	21,600	カラオケ等
	渉 外 費	35,000	10,000	25,000	祝儀
小計	運 営 費 小 計	620,000	503,227	116,773	

拠出金	設備積立金	20,000	20,000	0	交流会館用積立(自主財源)
	交流会館運営費	0	20,000		コロナ感染使用制限(収入なし)
	ホームページ開設	748,000	748,000	0	特別会計(チャレンジ事業加算金)
小計	拠出金小計	768,000	788,000		
返却金	返却金	0	49,113		
小計	返却金小計	0	49,113		
支出計	支出小計	5,584,000	4,131,868		
組換え予算	輪転機修理	0	74,690		ベルト等一式交換
	HPバックアップ機能強化	0	147,290		停電等対策
	HPハザードマップ所在位置追加	0	110,000		マーク等追加
	HPウェブ会議準備	0	161,150		PC等購入
	防災倉庫設置	0	283,580		南花屋敷中央会館防災倉庫設置
	倉庫産廃処分費	0	40,000		資機材廃棄処分
	防災倉庫備品発電機等	0	319,649		防災倉庫3カ所に発電機等購入
	消耗品費	0	30,695		名義変更に伴う印鑑等
小計	組換え予算小計	0	1,167,054		令和3年3月31日
合計	支出合計	5,584,000	5,298,922		加茂小学校区コミュニティ推進協議会

収入支出差引残高
2,162,960 (次年度繰越金)

会長
尾野上 一夫

会計
山根 由美子

(50,653健幸マイレージ含む)

議案第2号ー2

令和2年度 特別会計 加茂交流会館設備積立収支報告書 (その1)

収入

項目又は種別	金額
前年度繰越金	200,055
加茂交流会館積立	20,000
受取利息	2
小計	220,057
合計	

令和2年度 特別会計 加茂遺跡クラブ積立収支報告書 (その2)

項目又は種別	金額
前年度繰越金	300,002
受取利息	2
収入合計	300,004
一般会計へ繰出金	300,004
収支合計	0

令和2年度 特別会計 チャレンジ事業収支決算報告書（その3）

収入

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差額	備 考
チャレンジ事業加算金	748,000	748,000	0	一般会計よりHP特別会計繰出し金
利息	0	1	-1	
自己資金	600,000	594,441		一般会計（ホームページ開設準備金）より
収 入 合 計	1,348,000	1,342,442		

支出

（単位：円）

区 分	項 目	予算額	決算額	差額	備 考
運営費	備品購入費	308,000	308,000	0	プロジェクター・スタンド
	備品購入費	132,000	140,322	-8,322	パソコン・セキュリティソフト5台3年版
	消耗品費	38,150	15,866	22,284	用紙・トナー代・印刷
	報償費	120,000	128,500	-8,500	ホームページ運営（@500円×257回）
	食料品費	20,000	19,904	96	お茶・お弁当他
	使用料及び賃借料	1,650	1,650	0	年間ドメイン
	使用料及び賃借料	19,800	19,800	0	サーバー費
運営費 計		639,600	634,042		
事業費	委託料	385,000	385,000	0	HP更新機能カスタマイズ
		165,000	165,000	0	HP更新に対する講習会
		158,400	158,400	0	月間保守相談費
事業費 計		708,400	708,400		
支 出 合 計		1,348,000	1,342,442		

収入支出差引残額

0 円

令和2年度 会計監査報告

令和2年度加茂小学校区コミュニティ推進協議会一般会計ならびに特別会計の収支決算について、会則第26条第5号の規定に基づき令和3年4月5日経理書類等を慎重に監査したところ、いずれも正確、適正に処理されていることを認め、次の通り報告致します。

記

一般会計

一括交付金	3947,000	円
チャレンジ加算金	748,000	円
前年度繰越金	2040,790	円
自主財源	726,092	円
収入合計	7,461,882	円
支出合計	5,298,922	円
収支残高	2,162,960	円

特別会計（設備積立）

前年度繰越金	200,055	円
今年度収入金	20,000	円
利息	2	円
収入合計	220,057	円
今年度支出金	0	円
次年度繰越金	220,057	円

特別会計（加茂遺跡クラブ）

前年度繰越金	300,002	円
今年度収入金	0	円
利息	2	円
収入合計	300,004	円
今年度支出金	300,004	円
次年度繰越金	0	円

※ 一般会計へ繰入。

特別会計（チャレンジ事業）

前年度繰越金	0	円
チャレンジ加算金	748,000	円
利息	1	円
自己資金	594,441	円
収入合計	1,342,442	円
今年度支出金	1,342,442	円
次年度繰越金	0	円

令和3年4月5日

加茂小学校区コミュニティ推進協議会
会 長 尾野上 一夫 様

監 事 吉岡 由美子 ⑩

監 事 上原 由美子 ⑩

議案第 3 号

名称変更（案）

加茂小学校区コミュニティ推進協議会より

加茂小コミュニティ協議会

議案第 4 号

令和 3 年度 役員および監事（案）

役 員

会 長	尾野上 一夫
副 会 長	永田 又嗣
副 会 長	田野 勉
事 務 局 長	坂田 一夫
事務局次長	藤井 知子
会 計	山根 由美子
広報委員長	三善 知子

監 事

上原 由美子
新田 容子

地域の皆さまが「安全で安心して暮らせる街づくり」を目指して、【地域を知り】【災害を知り】【知識を活かす】をキーワードに地域分権制度に基づき一括交付金を活用した第 2 期地域別計画（平成 30 年～令和 4 年）は、4 年目に入ります。PDCA サイクルを活用し引き続き下記 4 項目を重点プロジェクトに掲げて、“地域にお住いの皆様”のご支援を賜りながら継続事業・活性化プロジェクト事業の検討課題にも取り組んで参ります。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症状況鑑みながらの「地域力」&「創意工夫」で乗り切って行きましょう。

1. 加茂遺跡クラブ(一般公募)での研修活動及びスタンプラリーへの参加

令和 1 年ふるさと寄付金に応募し、令和 2 年寄付金を活用して機織り機等を購入しました。そして地域に自生している苧（からむし）から繊維を取り出し、機織り機で貫頭衣づくりに努めると共に「加茂っ子」への伝承活動・「加茂 歴史散策」の更なる資料収集をし、令和 4 年度に第 2 弾発刊できるよう遺跡クラブのバージョンアップを図って参ります。

2. HP の情報の発信の強化

令和 2 年度で 3 年間のチャレンジ事業加算金を活用した計画は終了しました。今後は、一般会計枠の中で調和をとりつつ委員の技量を UP 図る研修の実施。ハザードマップづくり・広報紙づくり・メルマガ・講習会・ウエーブ会議等情報の受発信の強化に努めます。

3. 自主防災会事業の充実

いつ何時起こるか分からない自然災害に備えて被害を最小限に止めるには、日頃からの対策が大切です。R2 年度には防災機材・倉庫の整備・避難所開設訓練等実施。今年は、コロナ禍、HP 委員会と共同でウエーブ会議等を取り入れコミ・自治会の役割分担の明確化及び避難所運営等ソフト面の充実・機材の更新を図って参ります。

4. 花いっぱい大作戦

地域の 4 共同利用施設での造園・造作は令和 2 年度をもって終了。今後は維持管理を福祉委員会に委ね継続していきます。

記

1. 会議等

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 総会 年 1 回 | (2) 役員会 毎月開催 |
| (3) 運営委員会 毎月開催 | (4) 専門部・委員会 随時 |
| (5) 自主防災会 随時 | (6) 実行委員会 随時 |

2. 継続・新規事業(重点プロジェクト以外)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) ハザードマップづくり | (2) 加茂まつり |
| (3) 市民体育祭・文化祭 | (4) 世代間交流事業 |

令和3年〔加茂小学校区コミュニティ推進協議会〕一般会計収支予算書（案）

収入 (単位：円)

項目		R3予算額	前年度決算額	増減額	説明
前年度繰越金		2,162,960	2,040,790	122,170	健幸マイレージR2分 50,653円含む
交付金		3,949,000	3,947,000	2,000	地域づくり一括交付金
チャレンジ事業加算金		0	748,000		R2で終了
指定管理者余剰金		0	28,492		加茂ふれあい会館余剰金
寄付金	83,000	282,000			ふるさと支援金
	0	80,575			健幸マイレージ
繰入金		0	300,004		ガイドブック積立戻り金
雑収入		0	35,000		売上（コピー・、文化祭・加茂まつり）
預金利息		0	21		利息
収入合計		6,194,960	7,461,882		

支出 (単位：円)

項目		予算額	前年度決算額	増減額	説明
事務局運営費	消耗品費	265,000	247,721	17,279	文具・資料印刷費
	会議費	140,000	87,106	52,894	旅費・通信費・食糧費
	備品費	100,000	158,400	-58,400	カラオケ維持費
	コミ連合・活動費	60,000	40,000	20,000	コミ連合負担金・景品（ビンゴ大会）・旅費
運営費 計		565,000	533,227		
全体事業事業費	市民体育祭	300,000	0	300,000	事業運営費（景品）
	プール開放	200,000	0	200,000	事業運営費（謝礼）
	文化祭	100,000	0	100,000	事業運営費（食糧）
	夏のにぎやか発表会	32,000	0	32,000	事業運営費（景品）
	クリスマス寄せ植え	20,000	17,500	2,500	事業運営費（材料）
	自主防災会	250,000	228,369	21,631	事業運営費（器材）
	花いっぱい大作戦	0	107,030		R2終了共同利用施設花壇造園
	三世代交流ハイキング	180,000	0	180,000	事業運営費（旅費）・健幸マイレージ
	カラオケ大会	0	0		コロナ感染対策につき中止
	加茂遺跡クラブ	203,000	20,606	182,394	研修・ふるさと支援金
	加茂遺跡クラブ	0	282,000		
	ガイドブック発行	0	242,000		
	加茂まつり	200,000	0	200,000	事業運営費（謝礼・材料）
	広報紙づくり	410,000	397,250	12,750	事業運営費（年4回へ変更）
	ホームページ	800,000	594,441	205,559	事業運営費
全体事業計		2,695,000	1,889,196		
専門部・委員会事業費	体育部	82,000	1,632	80,368	部会運営費
	文化部	42,000	36,012	5,988	部会運営費
	環境部	30,000	11,484	18,516	部会運営費
	安全部	30,000	2,324	27,676	部会運営費
	ジョイフルフレンド倶楽部	250,000	26,109	223,891	部運営費
	人権啓発推進委員会	30,000	30,000	0	委員会運営費
	福祉委員会	80,000	0	80,000	委員会運営費
	広報委員会	30,000	24,771	5,229	委員会運営費
専門部・委員会事業費計		574,000	132,332		

諸団体支援	青少年市民育成会議	50,000	0		運営費
諸団体 計		50,000	0		
項目		予算額		増減額	説明
配分金	加茂小地区福祉委員会	730,000	730,000		地域づくり一括交付金
配分金 計		730,000	730,000		
積立金	設備積立金	20,000	20,000		加茂交流会館用（自主財源：特別会計へ）
積立金 計		20,000	20,000		
繰出金	チャレンジ事業	0	748,000		R2で終了
繰出金 計		0	748,000		
渉外費	渉外費	35,000	10,000		ご祝儀・香典等
渉外費 計		35,000	10,000		
拠出金	運営費	0	20,000		加茂交流会館
拠出金 計		0	20,000		
返却金	返却金	0	49,113		R2コロナ特例（市へ）
返却金 計		0	49,113		
組換え	組換え全体事業	0	1,167,054		R2コロナ特例
組換え全体事業 計		0	1,167,054		
支 出 合 計		4,669,000	5,298,922		

2. 報告事項

令和2年度 加茂ふれあい会館 指定管理料決算報告書

項 目	内 容	金 額
人 件 費	給与・労働保険含む	2,266,679
事 務 費	消耗品費・食糧費・雑費	122,245
	光熱費・水道費	920,285
	修繕費・備品購入	315,040
	通信運搬費	97,576
	インターネット・NHK	104,496
	損害保険料	44,990
	業務委託料 (清掃・消防設備・空調設備保守・自動 扉点検・移動観覧席保守管理費等)	964,260
	ピアノ調律費	15,120
支 出 合 計		4,850,691

☆防災訓練・・・令和3年2月17日・・・自主訓練（通報訓練・初期消火訓練・避難訓練実施）

☆ふれあい会館予算・・・大集会室全LED化：4年計画前倒しR2予算で達成

R3よりコミ室LED化に取り組む 通路側花壇・会館花壇一部整備

☆新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月1日より窓口業務のみ（貸館中止）・一部規制等を繰り返しながら一年間が経過。4月1日以降も継続。

令和3年3月31日

加茂ふれあい会館 指定管理者
加茂小学校区コミュニティ推進協議会
会 長 尾野上 一夫

加茂小校区自主防災会 式 次 第

1. 議事

議案第 1 号 令和 3 年度 役員及び監事（案）

令和 3 年度 役員及び監事（案）

役 員

会 長 尾野上 一夫

副 会 長 永田 又嗣

副 会 長 田野 勉

防災委員長 森田 長義

書 記 藤井 知子

会 計 山根 由美子

広報委員長 三善 知子

監 事 上原 由美子

監 事 新田 容子

令和3年度 運営委員

役 職 ・ 団 体 名	氏 名
会 長	尾野上 一夫
副 会 長	永田 又嗣
副 会 長	田野 勉
事務局長	坂田 一夫
事務局次長	藤井 知子
会 計	山根 由美子
広報委員長	三善 知子
監 事	上原 由美子
監 事	新田 容子
加茂第三自治会長	片山 守
加茂自治会長	城 淳一
加茂第四自治会長	安藤 美津
加茂団地自治会長	近藤 保
三和自治会長	尾野上 一夫
桃源荘住宅自治会顧問	杉浦 雅一
東雲自治会長	田中 正興
南花屋敷自治会長	森田 長義
国土南花屋敷自治会長	小澤 良明
塩沢自治会長	井上 孝之
コボリクラスタ花屋敷自治会長	児島 知子
雲雀自治会長	永田 又嗣
広田自治会長	丸岡 茂雄
蔵本自治会長	土肥 千生子
西之芝自治会長	谷川 耕平
体 育 部 長	永田 又嗣
文 化 部 長	森永 芳子
環 境 部 長	大田 正
安 全 部 長	杉浦 雅一
ジョイフルフレンド倶楽部長	庄子 典子
福祉委員会委員長	藤田 喜志夫
広報委員会委員長	三善 知子
人権啓発推進委員長	三浦 幸子
加茂小校区自主防災会委員長	森田 長義
加茂遺跡クラブ部長	森田 長義
加茂小学校教頭	中井 治嗣
川西南中学校教頭	西山 晋司
川西市立加茂こども園 副園長	濱村 晶子
ジョイフルフレンドクラブ委員長	庄子 典子
加茂小地区老人クラブ連合会会長	藤田 喜志夫
加茂小学校PTA会長	乾 雅美
消防団第4分団加茂部団長	佐々木 利和
南地区青少年育成市民会議議長	庄子 典子
南民生委員・児童委員協議会副会長	尾野上 一夫
加茂小地区福祉委員会委員長	藤田 喜志夫
青少年補導委員会理事	安藤 美津
献血推進協議会南支部支部長	今井 豊治
スポーツ推進委員	大田 正
スポーツ推進委員	永田 又嗣
防犯協会加茂支部支部長	今井 豊治
防犯協会南花屋敷寺畑支部支部長	土肥 千生子
環境衛生推進協議会加茂支部	大田 正
スポーツクラブ21加茂会長	永田 又嗣
社会福祉法人正心会総務部長	森田 昌彦

令和3年度 自主防災会

役 職	氏 名	所 属
会 長	尾野上 一夫	総務役員(三和)
副 会 長	永田 又嗣	総務役員(雲雀)
副 会 長	田野 勉	総務役員(加茂第四)
防災委員長	森田 長義	防災委員会(南花屋敷)
会 計	山根 由美子	総務役員(西之芝)
書 記	藤井 知子	総務役員(加茂第三)
広 報	三善 知子	総務役員(南花屋敷)

防災委員会		
役 職	氏 名	自 治 会
委員長	森田 長義	南花屋敷
委 員	武田 満	塩沢
	中森 拓也	三和
	田野 勉	加茂第四
	久家 正昭	東雲
	松崎 秀範	加茂第三
	嶋本 千寿恵	雲雀
	吉井 日出男	広田
	児島 知子	コボリクラスタ花屋敷
	杉浦 雅一	桃源荘住宅
	筒見 大介	国土南花屋敷
	近藤 保	加茂団地
	城 淳一	加茂
	土肥 千生子	蔵本
	谷川 耕平	西之芝

加茂小コミュニティ協議会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、加茂小コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を川西市コミュニティセンター加茂ふれあい会館内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の自治会及び各種団体が互いに連携し、住民の自主的な活動を通じて相互の連帯を深めるとともに、自治意識の高揚を図り、対話と合意による住みよい地域づくりを図ることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、加茂小学校区（川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則別表第1に定める校区による。）の範囲とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者
- (2) 前条に定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの

(活動内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域との交流を図り、社会性、自主性を育てること。
- (2) 生活環境の改善、向上に関すること。
- (3) 文化、スポーツ、レクリエーション活動に関すること。
- (4) 福祉の増進に関すること。
- (5) 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 防災、防犯、交通など安全に関すること。
- (7) 地域の人権意識の高揚に関すること。
- (8) 広報紙等の発行を通じて地域内の相互理解を深めること。
- (9) その他、協議会の目的を達成するため必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

第2章 総務役員

(総務役員)

第6条 協議会に次の総務役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 事務局次長 1名
 - (6) 広報委員長 1名
- 2 総務役員は、役員選考委員会において構成員の中から選出し、運営委員会に報告のうえ、総会において承認を得る。
- 3 役員選考委員会は、運営委員会において選出した者をもって構成する。
- 4 役員選考委員の選出については、別に定める。

(総務役員の任務)

第7条 総務役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納整理を行う。
- (4) 事務局長及び事務局次長は、組織の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。
- (5) 広報委員長は、機関紙発行等の啓発事務を担当する。

(総務役員の任期)

第8条 総務役員の任期は、1年とする。

- 2 総務役員については、再任は妨げないが、会長の任期の上限は5期とする。
- 3 総務役員に欠員が生じたときは、第6条第2項の規定にかかわらず、当該年度の役員選考委員会で選出し、運営委員会で承認を得て選出することができる。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 協議会には運営委員会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

第3章 総会

(総会)

第10条 総会は、代議員制とし、構成員の中から選出された代議員をもって構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 地域別計画に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (6) その他組織に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

- 4 会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
- 5 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した代議員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。
- 7 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 8 構成員は、総会を傍聴することができる。

(代議員の選出)

第11条 代議員の選出は、別に定める総会代議員選出基準により選出する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の定数及び出席した代議員数（委任状を提出した代議員を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、総会において選任された議事録署名人2名の署名をしなければならない。

第4章 組織及び会議

(組織及び運営)

第14条 協議会は、総会、総務役員会、運営委員会、専門部及び委員会により運営する。

(総務役員会)

第15条 総務役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総務役員会は、協議会の運営に関すること、運営委員会へ付議する事項等について協議する。
- 3 会長が必要と認めたときは、総務役員会に、部長、委員長及びその他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、総務役員、専門部長、委員長及び別途定める運営委員選出基準によって選出された運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び協議会の具体的運営事項を協議するとともに、各種団体等との情報連絡及び連携調整を行うこととする。
- 3 運営委員会は、協議会の予算の補正等を審議し、決定する。
- 4 運営委員会は、会長の招集により随時開催するものとする。

(専門部及び委員会)

第17条 協議会には、第2条の目的を達成するために、次の専門部及び委員会を置く。

- (1) 体育部
 - (2) 文化部
 - (3) 環境部
 - (4) 安全部
 - (5) ジョイフルフレンド倶楽部
 - (6) 福祉委員会
 - (7) 広報委員会
- 2 各専門部及び委員会は、所管事項の事業の計画、実施を行うとともに、必要に応じ諸活動の支援を行う。
 - 3 各専門部にあっては、部長、副部長、書記及び会計を、委員会にあっては、委員長、副委員長、書記及び会計を置くものとし、各専門部員等の互選により選任する。ただし、広報委員長の選出については、第6条第2項の規定に基づくこととする。
 - 4 各専門部及び委員会は、必要に応じ部長、委員長の招集により開催する。
 - 5 各専門部員及び各委員の構成は、別途内規で定める。
 - 6 協議会には、専門部のほかにプロジェクトチームを設置することができる。

(人権啓発推進委員会)

第18条 協議会に人権啓発推進委員会を置く。

- 2 人権啓発推進委員会は、地域住民の人権意識の高揚を図るため、研修会や講演会など人権啓発等の活動を行う。
- 3 人権啓発推進委員会は、川西市人権教育協議会の内、加茂小学校区人権啓発推進委員会の委員をもってあてることとし、委員長が必要により会議を招集する。

(自主防災会)

第19条 協議会に自主防災会を置く。

- 2 自主防災会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

(事務局員の職務)

第21条 事務局員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、会長が必要であると認めること。

第6章 まちづくり計画

(地域別計画)

第22条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定する。

2 地域別計画は、運営委員会で審議の上作成し、総会の議決を経て定めるものとする。また、地域別計画の見直しを行う場合も、同様とする。

第7章 会計

(経費)

第23条 協議会の経費は、交付金、補助金、寄附金、その他収入をもってあてる。

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会計及び資産帳簿の整理)

第25条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

(会計監査)

第26条 協議会に監事2名を置く。

- 2 監事は、運営委員会で選出し、総会において承認を得る。
- 3 監事の任期は、2年とする。
- 4 監事に欠員が生じたときは、第2項の規定にかかわらず、運営委員会で選出することができる。なお、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会において報告しなければならない。

第8章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第27条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、正当な理由がない限り、目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第28条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、構成員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

(情報の共有)

第29条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、組織の運営及び活動を行う。

第9章 雑則

(その他)

第30条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

附 則

この会則は、平成9年6月8日から施行する。

この会則は、平成11年5月23日から施行する。

この会則は、平成12年5月28日から施行する。

この会則は、平成13年5月20日から施行する。

この会則は、平成21年4月26日から施行する。

この会則は、平成22年4月25日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、令和3年5月9日から施行する。

加茂小コミュニティ協議会運営委員選出基準

(趣旨)

第1条 加茂小コミュニティ協議会会則(以下「会則」という。)第16条第1項に規定する運営委員の選出に関し必要な事項を定める。

(運営委員の選出基準)

第2条 運営委員は、次の各号に掲げる構成団体の代表者とする。

(1) 会則第3条に規定する区域内の自治会

(2) 次に掲げる各種団体

- ・加茂小学校
- ・川西南中学校
- ・加茂こども園
- ・加茂小学校区ジョイフルフレンドクラブ
- ・加茂小学校区老人クラブ連合会
- ・加茂小学校PTA
- ・川西市消防団第4分団加茂部
- ・川西南地区青少年育成市民会議
- ・川西市民生委員児童委員協議会
- ・加茂小地区福祉委員会
- ・川西市青少年補導委員会
- ・加茂小学校区人権啓発推進委員会
- ・川西市献血推進協議会南部支部
- ・スポーツ推進委員
- ・川西防犯協会加茂支部
- ・川西防犯協会南花屋敷寺畑支部
- ・川西市環境衛生推進協議会加茂支部
- ・スポーツクラブ21加茂
- ・加茂小校区自主防災会
- ・地域内企業

2 前項に定めるもののほか、運営委員会で推薦された者を運営委員に選出することができる。

(補足)

第3条 この基準に定めるもののほか、運営委員の選出に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年5月24日から施行する。

この基準は、令和3年5月9日から施行する。

加茂小コミュニティ協議会細則

加茂小コミュニティ協議会会則第30条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項について定める。

1 役員選考委員選出基準(第6条第4項関係)

- (1) 選考委員の総数は7名とする。
 - ① 自治会より4名選出、さらに補欠1名を選出する。
 - ② 各専門部長及び委員長を含む各種団体代表より3名、さらに補欠1名を選出する。
 - ③ 投票については、無記名投票で、自治会長より1名、各種団体より1名の連記制とする。
 - ④ 投票の結果、選出区分に応じ得票数の多い者から上記人数を選出する。
- (2) 総務役員は、選考委員にはなれない。
- (3) 自治会長が他の団体の代表である場合、自治会長のための被選挙権とする。
- (4) 選考委員の中から役員を選ぶ場合は、2名を限度とする。
- (5) 欠席時の委任状
 - ① 役員選考委員選出の運営委員会に欠席する場合は、委任状を提出する。
 - ② 1月の運営委員会の開催案内に「選考委員を選出する」旨を記入し、委任状を添付する。

2 代議員の選出基準(第11条関係)

代議員の選出にあたって、自治会及び各種団体の推薦人数は、次のとおりとする。
ただし、総務役員及び運営委員は、代議員に推薦することができない。

各自治会	2 名
各種団体	1 名

3 各専門部等の構成基準(第17条第5項、第18条第3項及び第19条第2項関係)

- (1) 体育部は、自治会から選出された者及びスポーツクラブ21加茂代表者若干名をもって構成する。
 - (2) 文化部は、自治会から選出された者をもって構成する。
 - (3) 環境部は、自治会から選出された者をもって構成する。
 - (4) 安全部は、自治会から選出された者をもって構成する。
 - (5) ジョイフルフレンド倶楽部は、加茂小学校区ジョイフルフレンドクラブをもって構成する。
 - (6) 広報委員会は、専門部会及び委員会の書記をもって構成する。
 - (7) 福祉委員会は、川西市社会福祉協議会加茂小地区福祉委員会をもって構成する。
 - (8) 人権啓発推進委員会は、加茂小学校区人権啓発推進委員会をもって構成する。
- なお、協議会からの選出は、次のとおりとする。

・加茂小コミュニティ協議会総務役員 若干名

- ・ 民生委員児童委員 若干名
- ・ 地区福祉委員 若干名
- ・ 各自治会 若干名

(9) 自治会の各専門部員人数は、概ね 100 世帯に 1 人を目途とする。

(10) 一般公募による構成員の参加。

4 協議会に設置するプロジェクト(第 17 条第 6 項関係)

- (1) 協議会に「加茂遺跡クラブ」を置き、地域の歴史遺産を内外に周知・啓発するための活動を行う。

5 弔慰金に関する申し合わせ事項

役職	対象	香儀
総務役員	本人	5,000 円
自治会長	本人	5,000 円
部長・委員長	本人	5,000 円

ただし、弔慰金については、表の上位をもって対象とする。

附 則

この内規は、平成 9 年 6 月 8 日より施行する。

この内規は、平成 11 年 5 月 23 日より施行する。

この内規は、平成 21 年 4 月 26 日より施行する。

この内規は、平成 22 年 4 月 25 日より施行する。

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この内規は、平成 29 年 7 月 20 日より施行する。

この内規は、令和 3 年 5 月 9 日より施行する。

